

実施：2024 年 12 月 1 日

第 1 章 総則

第 1 条（本規約の目的）

東京ベイネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、サポート付き簡単オフィス Wi-Fi 「ベイネット かんたんWi-Fi」 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「ベイネット かんたんWi-Fi」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号第 20 条第 5 項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第 2 条（本規約の範囲・変更）

当社は、本規約（別紙を含みます。）の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。なお、当社は、本規約を変更又は廃止する場合は、電子メールその他当社が適切と判断する方法により、契約者に事前に通知を行うこととします。

第 3 条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約。
契約者	当社と本契約を締結している者。
Wi-Fi アクセスポイント装置（以下「AP」といいます。）	モバイル端末を相互に接続し、他のネットワーク（有線 LAN 等）に接続する無線装置。
LAN 給電装置	LAN ケーブルを介し、AP に対して電源を供給する装置。
各装置	AP、LAN 給電装置の総称。
Wi-Fi（ワイファイ）	業界団体（Wi-Fi Alliance）によって定められた、AP やモバイル端末を相互に無線で通信するための規格。
モバイル端末	スマートフォンやタブレット、ノート PC 等の、契約者が準備し利用する Wi-Fi 規格に対応した端末。
インターネット接続回線	インターネットに接続するための通信回線。

Wi-Fi クラウド	AP の設定等を保有し、契約者の通信環境をリアルタイムに管理している装置。
訪問オプション	契約者の請求に基づき、現地調査、AP 設定、モバイル端末設定等を行うオプションメニュー。
サポート	契約者に代わり、各装置の追加・修正・削除等の設定をする機能。
クラウド	Wi-Fi クラウドの総称。
SSID 名	一定の範囲における複数の AP、Wi-Fi があつた場合に識別する名前。
パスワード（暗号化キー）	Wi-Fi に接続する際に設定する暗号化、複合化するための英数字の組み合わせ。

第 2 章 本サービスの提供

第 4 条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者に対し、別紙 5（料金表）で定める AP を提供し、契約者から請求があつたときは、別紙 9（オプション料金表）で定めるオプション、及び、別紙 6（訪問オプション料金表）で定める訪問オプションを提供します。

第 5 条（提供区域）

本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

第 3 章 契約

第 6 条（契約の単位）

当社は、インターネット接続回線ごとに、1 つの本契約を締結します。

第 7 条（最低利用期間）

別紙 10（最低利用期間）に定める期間を最低利用期間と設定します。

なお、キャンペーン等当社が本サービスの月額利用料を無料として設定した期間は最低利用期間に含めないものとし、当該無料として設定した期間を経過した日を含む月から最低利用期間を設定するものとします。

第 8 条（契約の成立）

1 本契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとしま

す。

2 当社は加入申込書の提出があつた場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- (1)加入申込者が本規約上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- (2)その他加入申込者が本規約に違反するおそれがあると認められる場合
- (3)当該加入申込者に対するサービスの提供を行うための本施設の構築が困難であると判断される場合
- (4)加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

第9条（権利の譲渡の禁止）

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は当社の承諾なしに本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

第10条（契約者の地位の承継）

1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があつたときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 本条第1項又は第2項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

第11条（加入申込書記載事項の変更）

1 契約者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。当該申し出について当社が承諾した場合、当社はすみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

2 前項の外、契約者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

3 契約者が前二項の規定により加入契約を変更しようとする場合、当該変更について当社は第8条（契約の成立）の規定に準じて取扱うものとします。

第12条（装置設置場所の提供等）

1 当社が提供する各装置を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

2 当社が提供する各装置に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

第 13 条（装置設置場所の移転）

当社は、契約者から請求があったときは、各装置の設置場所の変更等の手続きを受付します。なお、各装置は契約者が移転先に持参し、設置することとします。

第 14 条（提供するタイプの変更）

提供するプラン及びタイプの変更については、次の場合に限り行うことができます。

- (1) ライトプランを 6 ヶ月以上利用した契約者は、ライトプランからハイエンドプランへのプラン変更が可能です。プラン変更後は、変更後のプランについて、別紙 10 に定める最低利用期間を新たに適応します。

第 4 章 禁止行為

第 15 条（営業活動の禁止）

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

第 16 条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等及び本サービス提供のために使用する一切の物品等（本規約、各種アプリケーション、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第 5 章 利用中止等

第 17 条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。

(2) 第 19 条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を制限するとき。

(3) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページ等その他当社が適切と判断する方法により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 18 条（利用停止）

1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6 か月以内に当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。

(4) 第 15 条（営業活動の禁止）、第 16 条（著作権等）及び第 35 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

(5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。

(6) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(7) 当社に損害を与えたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 19 条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

第 20 条（本サービス提供の終了）

1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約

する場合は、当社が指定するホームページ等その他の当社が適切と判断する方法によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 21 条（契約者による解約）

1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、解約を希望する日の10日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。ただし、料金はその希望する日の属する月の末日まで支払うものとします。

2 前項による解約の場合、契約者は、第23条（料金）の規定による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。

第 22 条（当社による解約）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解約することがあります。また、本条第 3 号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。

(1) 第 18 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 第 20 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定めるとき。

(3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

①支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

②手形交換所の取引停止処分を受けた場合

③差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

④破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第 6 章 料金

第 23 条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙 5（料金表）、別紙 6（訪問オプション料金表）及び別紙 9（オプション料金表）に定めるところによります。

第 24 条（利用料金の支払義務）

1 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解約日の前日までの期間（提供を開始した日と解約日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、

別紙 5（料金表）及び別紙 9（オプション料金表）に規定する月額利用料の支払いを要します。また、契約者は、訪問オプションを利用したときは、作業の完了をもって、別紙 6（訪問オプション料金表）に規定する訪問オプション料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

- (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。 （注）AP、Wi-Fi クラウドのいずれかが利用できる状態の場合、契約者は月額利用料の支払いを要します。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスの月額利用料

3 契約者は、本規約に基づいて訪問オプションの提供を受けたときは、設定作業等について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。この場合において、当社は、契約者が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印又は署名する（電氣的操作による確認作業を含みます。）ことにより訪問オプションの提供の完了を確認するものとします。

4 当社は、訪問オプションの提供の完了後、契約者に対して、該当する料金を合計した料金額（以下「該当料金合計額」といいます。）並びにその該当料金合計額に係る消費税相当額を併せた料金額（以下「請求金額」といいます。）を請求します。

第 25 条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（別紙 5（料金表）、別紙 6（訪問オプション料金表）及び別紙 9（オプション料金表）の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第 26 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 27 条（料金計算方法等）

- 1 当社は、契約者が本契約に基づき支払う別紙 5（料金表）、別紙 6（訪問オプション料金表）及び別紙 9（オプション料金表）に定める料金は料金月（1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 別紙 5（料金表）に規定する解約金は、ハイエンドプラン、ハイエンドE xプランの場合、第 7 条（最低利用期間）で規定する期間に満たない利用期間分の月数に各プラン、タイプ、オプションごとに定めた金額を乗じて計算します。ライトプランは利用期間に関わらず、別紙 5（料金表）に定める金額とします。
- 3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
- 4 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙 8（当社が別に定めることとする事項）に規定する当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

第 28 条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 29 条（料金等の支払）

- 1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関において支払っていただきます。
- 2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第 30 条（消費税相当額の加算）

第 24 条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙 5（料金表）、別紙 6（訪問オプション料金表）及び別紙 9（オプション料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第 31 条（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等その他の当社が適切と判断する方法により、その旨周知を行います。

第 7 章 損害賠償

第 32 条（責任の制限）

1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（AP、Wi-Fi クラウドのいずれかが利用できる状態の場合は除きます。）にあることを当社が知った時から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を本項及び次項に定める範囲内で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

- （1）契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
- （2）当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害。
- （3）当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
- （4）逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態（AP、Wi-Fi クラウドのいずれかが利用できる状態の場合は除きます。）にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前 2 項の規定は適用しません。

第 33 条（免責事項）

1 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負いません。

3 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

4 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決

方法の説明を保証するものではありません。

5 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びクラウドの使用を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア（OS）等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、クラウドの使用を当社に対して許可する者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

6 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。

7 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び訪問オプションの実施に伴い生じる契約者の損害について、第 33 条第 1 項に規定する場合を除き責任を負いません。

8 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決するものとします。

9 当社は、第 17 条（利用中止）、第 18 条（利用停止）、第 19 条（利用の制限）、第 20 条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。

10 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、当社は責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）

11 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

12 サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、各装置に係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、当社は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。

第 8 章 個人情報の取扱

第 34 条（個人情報の取扱）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第 9 章 雑則

第 35 条（利用に係る契約者の義務）

1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービス

が提供できない場合があります。

- (1) 各装置がインターネットに接続できる環境であること。
- (2) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。

2 契約者が、訪問オプションの要請をする場合には、本条第 1 項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

- (1) 当社が契約者を訪問した際に各装置の設置（希望）場所に案内し、電波調査や設定作業等へ立ち会うこと。
- (2) 当社が電波調査、設定作業等の実施の際に、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、契約者が当社に対して無償で提供すること。

3 契約者が、ハイエンド E x プランの提供を受ける場合は、本条第 1 項に定める条件に加え、LAN 給電が可能な装置を準備いただく必要があります。

4 前六項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10) 本サービスに利用するパスワード（暗号化キー）、別紙 2（提供する機能）で利用する ID、パスワード等の適正な管理に努めること。
- (11) 各装置を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
- (12) 各装置を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
- (13) 各装置に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- (14) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

5 契約者は、前項の規定に違反して各装置を亡失又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 36 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行

させていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) モバイル端末等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4) モバイル端末等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第 37 条（除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第 35 条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

第 38 条（設備等の準備）

- 1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット回線、インターネットサービスプロバイダの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

第 39 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 40 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 41 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 42 条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は2024年12月1日から施行します。

【別紙 1（提供時間）】

当社は、サポートに関して、年間通じて 9:00 から 21:00 までの間、専用受付番号で、委託会社のオペレータによる受付及びサポートを提供します。

また、当社は、訪問オプションに関して、年間通じて時間を問わず（料金は、日時により加算、割増料金となります）提供します。

【別紙 2（提供する機能）】

別紙 5（料金表）で規定するハイエンド 6 プラン、ハイエンドプラン、ハイエンド E x プラン、ライトプランに提供する機能

提供機能	内容
ギガ Wi-Fi（注）	IEEE802.11ax（Wi-Fi6）に対応したハイエンド 6 プランは最大速度 2.4Gbps の Wi-Fi。 IEEE802.11ac に対応したハイエンドプランは最大速度 1.3Gbps、ハイエンド E x プランは最大 1.7Gbps、ライトプランは最大速度 867Mbps の Wi-Fi
モバイル端末同時接続	1 台の AP で複数のモバイル端末を同時に利用可能（快適に利用するには、ハイエンド 6 プランは 100 台程度、ハイエンドプラン及びハイエンド E x プランは 30～50 台程度、ライトプランは 30 台程度までの接続を推奨）
マルチ SSID	複数の SSID を設定（ハイエンド 6 プラン、ハイエンドプラン、及びハイエンド E x プラン：15 個ライトプラン：8 個）
通信帯域設定	SSIDごと、又は、モバイル端末あたりの通信帯域を設定
来訪者向け Wi-Fi インターネット（注）	来訪者向けに社内システムへのアクセスを遮断した Wi-Fi インターネットを提供
MAC アドレス認証	モバイル端末の MAC アドレスによる認証（既設の LAN への設定変更は不要）
無線自動チャンネル設定	電波干渉の少ない無線チャンネルを定期的に自動で選択
5GHz への優先接続	電波干渉の少ない 5GHz を優先的に利用してモバイル端末と接続

電波のオン・オフ設定	SSID ごとに電波オン・オフの週間スケジュール設定
レディメイドの AP 設定	AP の初期設定を当社が事前に設定（レディメイド）
ヘルプデスク代行	・モバイル端末の追加、Wi-Fi 接続設定など、契約者社内のヘルプデスクを代行（別紙 1（提供時間）に規定する受付時間） ・離れたオフィス等の AP も Wi-Fi クラウドから一元的に設定
トラブルサポート	・Wi-Fi 接続不可等のトラブル時に、Wi-Fi クラウドから Wi-Fi 環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定の上、対処（別紙 1（提供時間）で規定する提供時間） ・AP 故障時は、迅速に交換用の AP を宅配

（注）ハイエンド 6 プラン、ハイエンドプラン、ライトプランは、屋内のみでご利用ください。屋外で利用する場合、電波法に抵触する可能性があります。

（注）契約者は、ハイエンド E x プランの提供を受けるためには、LAN 給電が可能な装置を準備いただく必要があります。

（注）契約者が、公衆無線 LAN サービスの AP として本サービスを利用する場合は、公衆無線 LAN サービスに関するガイドライン（総務省や無線LANビジネス推進連絡会等により策定）に従ってください。

別紙 5（料金表）で規定するハイエンド 6 プラン、ハイエンドプラン、ハイエンド E x プラン、ライトプランのみに提供する機能

提供機能	内容
指定 Web サイト表示	来訪者向け Wi-Fi インターネット利用時に、指定した Web ページを表示
ブラウザ認証 （メール・SNS 認証）	Web ブラウザ上でメールアドレスの登録や認証、SNS による認証を提供

別紙 5（料金表）で規定するハイエンド 6 プラン、ハイエンドプラン、ハイエンド E x プランのみに提供する機能

提供機能	内容
指定 Web サイト表示	来訪者向け Wi-Fi インターネット利用時に、指定した Web ページを表示
無線マルチホップ	2 台の AP 間を無線で接続し、LAN 配線なしで Wi-Fi エリアを拡張
電波出力自動調整	高密度に AP を設置しても、自動で電波出力を調整して干渉を減らしパフォーマンスを最適化
ダッシュボード （利用状況表示画面）	専用の WEB ページにお客さまの Wi-Fi 利用状況を表示 トラフィック、アプリケーションの種類を解析してグラフ表示

指定アプリケーションブ ロック	業務に関係ないアプリケーションの接続をブロックすることが可能
アプリケーション帯域制 御	業務に関係ない動画共有サイトや SNS などアプリケーション別に通信帯 域を設定可能
接続ユーザー認証	SSID 毎にあらかじめ登録した ID とパスワードを入力した端末のみに Wi- Fi の接続を限定
お客さまサーバー連携	お客さまの Radius サーバーと連携し、Wi-Fi に接続するユーザーを認証 可能
Japan Wi-Fi 連携	「Japan Connected-free Wi-Fi (注)」の認証機能を提供
ブラウザ認証 (メール・SNS 認証)	Web ブラウザ上でメールアドレスの登録や認証、SNS による認証を提供

(注) Japan Connected-free Wi-Fi を利用するには、NTT ブロードバンドプラットフォームが提供する
アプリケーションが必要です。

別紙 9 (オプション料金表) で規定する LAN 給電オプションに提供する機能

提供機能	内容
LAN 給電	LAN ケーブルを介して、AP に対して電源を供給
LAN ケーブル診断	LAN 給電装置と AP の間の LAN ケーブルの故障を診断し、筐体のランプ状 態で通知
トラブルサポート	・ 契約者からの問診で得られる情報等を利用し、LAN 給電装置の故障を特 定 (別紙 1 (提供時間) で規定する提供時間) ・ LAN 給電装置故障時は、迅速に交換用の装置を宅配

別紙 9 (オプション料金表) で規定する訪問修理オプションに提供する機能

提供機能	内容
トラブルサポート (24 時 間)	・ Wi-Fi 接続不可等のトラブル時に、Wi-Fi クラウドから Wi-Fi 環境をリ アルタイムに確認し、不具合箇所を特定の上、24 時間 365 日対応。 ・ 24 時間 365 日の現地訪問及び Wi-Fi アクセスポイント装置、LAN 給電装 置機器交換による故障対応。 (注) この欄中に定める以外の対応については、派遣に要した費用を含む 実費を負担していただくことがあります。

【別紙 3 (モバイル端末のサポート範囲)】

最新のモバイル端末のサポート範囲は、当社ホームページでご確認ください。

【別紙 4（訪問オプションのメニュー）】

要望された希望日にあわせて、当社が訪問し、サービスを提供します。訪問オプションのサービス内容は以下のとおりです。

メニュー		サービス内容
メニュー1	機器設置・設定及び配線工事	・ AP、カメラ装置を壁や天井裏に設置、Proxy、IP アドレス等を設定 ・ LAN 給電装置の設置 ・ LAN ケーブルをモールや天井裏等に配線
メニュー2	モバイル端末設定	スマートフォン・タブレットに SSID、暗号化キー等を設定
メニュー3	電波調査・設計	干渉含めた電波環境を調査し、AP 設置位置や周波数を最適設計
メニュー4	現場調査	・ 設置場所、電源供給元、配線ルート等の調査 ・ ルーター、AP、LAN 給電装置・設定 ・ LAN ケーブルの配線 ・ 収容ボックス設置

【別紙 5（料金表）】

（料金は税別）

プラン	ハイエンド6プラン
初期費用	0 円
月額利用料	3,800 円/台
解約金	第 7 条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、利用期間にかかわらず一律で 10,000 円を一括で支払っていただきます。

（注）解約金は 1 の装置ごとにお支払いいただくものです。

（注）1 日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

（注）開通日が属する月は無料とします。ただし、開通日を含む月に解約した場合は、最低利用期間中に解約があったものとみなし、解約金の支払いを要します

（注）解約金は消費税の課税対象です。

（注）ハイエンド6プランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。

<https://meraki.cisco.com/support/#policies:eca>

（料金は税別）

プラン	ハイエンドプラン
初期費用	0 円
月額利用料	3,300 円/台

解約金	第 7 条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、利用期間にかかわらず一律で 10,000 円を一括で支払っていただきます。
-----	---

（注）解約金は 1 の装置ごとにお支払いいただくものです。

（注）1 日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

（注）開通日が属する月は無料とします。ただし、開通日を含む月に解約した場合は、最低利用期間中に解約があったものとみなし、解約金の支払いを要します

（注）解約金は消費税の課税対象です。

（注）ハイエンドプランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。

<https://meraki.cisco.com/support/#policies:eca>

（料金は税別）

プラン	ハイエンド E x プラン	
タイプ	2 年タイプ	5 年タイプ
初期費用	0 円	
月額利用料	8,500 円/台	5,500 円/台
解約金	第 7 条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間（24 か月）に満たない月数に月額利用料を乗じた額を、一括で支払っていただきます。	第 7 条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間（60 か月）に満たない月数に 3,400 円を乗じた額を、一括で支払っていただきます。

（注）契約者は、ハイエンド E x プランの提供を受けるためには、LAN 給電が可能な装置を準備いただく必要があります。

（注）解約金は 1 の装置ごとにお支払いいただくものです。

（注）1 日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

（注）開通日が属する月は無料とします。ただし、開通日を含む月に解約した場合は、最低利用期間中に解約があったものとみなし、解約金の上限額支払いを要します

（注）解約金は消費税の課税対象です。

（注）ハイエンド E x プランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。

<https://meraki.cisco.com/support/#policies:eca>

(料金は税別)

プラン	ライトプラン
初期費用	0 円
月額利用料	2,000 円/台
解約金	第 7 条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、利用期間に関わらず一律で 5,000 円を一括で支払っていただきます。なお、第 16 条第 2 項に定めるライトプランからハイエンドプランへのプラン変更については、解約金は適用しません。

(注) 解約金は 1 の装置ごとにお支払いいただくものです。

(注) 1 日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

(注) 開通日が属する月は無料とします。ただし、開通日を含む月に解約した場合は、最低利用期間中に解約があったものとみなし、解約金の支払いを要します

(注) 解約金は消費税の課税対象です。

【別紙 6（訪問オプション料金表）】

(1) 料金

(料金は税別)

メニュー		料金
メニュー1	機器設置・設定及び配線工事	当社が別に算定する実費。
メニュー2	モバイル端末設定	当社が別に算定する実費。
メニュー3	電波調査・設計	当社が別に算定する実費。
メニュー4	現場調査	当社が別に算定する実費。

(2) 割増工事費の適用

夜間・深夜に、メニュー1、メニュー3、メニュー4 を行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾した場合、昼間の工事費に対して、次表の割増率を乗じた料金を適用します。

時間帯区分	割増工事費の額
昼間（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）	通常の工事費
夜間（午後 5 時から午後 10 時まで）	昼間の工事費の 1.3 倍
深夜（午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分まで）	昼間の工事費の 1.6 倍

(注) 12 月 29 日から 1 月 3 日の昼間（午前 8 時 30 分から午後 5 時）は、上表における昼間の工事費の 1.3 倍を適用します。

(3) 時刻指定工事費の適用

契約者が指定する時刻（次表に定める時刻に限りです。以下、「指定時刻」といいます。）に、メニュー1、メニュー3、メニュー4 を行う場合、通常の工事費に対して、次表の金額を加算した料金を適用します。

（料金は税別）

指定時刻	工事費の額
午前 9 時から午後 4 時まで	14,000 円
午後 5 時から午後 9 時まで	23,000 円
午後 10 時から翌日の午前 8 時まで	35,000 円

（注）同時に 2 以上の工事を施工する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。

（注）当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

【別紙 7（サポートを提供するにあたり取得する情報）】

当社は、以下の情報を取得し、Wi-Fi クラウドで有します。なお、本サービスの機能として提供する来訪者向け Wi-Fi インターネットに接続する来訪者の情報についても取得し、保有します。

- 1 モバイル端末の MAC アドレス、機種情報、OS の種類、ブラウザの種類
- 2 モバイル端末で利用するアプリケーションとアプリケーションごとの通信時間、通信量、通信先、通信速度の情報

【別紙 8（当社が別に定めることとする事項）】

第 29 条（料金計算方法等）における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める内容	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

【別紙 9（オプション料金表）】

（料金は税別）

	LAN 給電オプション ハイエンドプラン、ハイエンド E x プラン、ライトプランの契約者について、LAN 給電装置を提供し、別紙 2（提供する機能）に定める機能を提供するオプション	
タイプ	2 年タイプ	5 年タイプ
初期費用	0 円	
月額利用料	800 円/台	400 円/台
最低利用期間・解約金	第 7 条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間（24 か月）に満たない月数に月額利用料を乗	第 7 条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間（60 か月）に満たない月数に 320 円を乗じた

	じた額を、一括で支払っていただきます。	額を、一括で支払っていただきます。
--	---------------------	-------------------

(注) 解約金は1の装置ごとにお支払いいただくものです。

(注) 2年タイプから5年タイプへのタイプ変更時における最低利用期間は、2年タイプの利用開始日から 60 か月となります。なお5年タイプから2年タイプへのタイプ変更は行なえません。

(注) 解約金は消費税の課税対象です。

(注) 1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。

(注) 開通日が属する月は無料とします。ただし、開通日を含む月に解約した場合は、最低利用期間中に解約があったものとみなし、解約金の上限額支払いを要します

	訪問修理オプション ハイエンドプラン、ライトプランの契約者について、24 時間のサポートセンタ受付、24 時間の訪問による故障対応を提供し別紙 2（提供する機能）に定める機能を提供するオプション
初期費用	0 円
月額利用料	500 円/AP
最低利用期間・解約金	なし

(注) 1のインターネット接続回線に複数の AP を契約している場合は、契約する全ての AP に訪問修理オプションの契約が必要です。

【別紙 10（最低利用期間）】

ハイエンド6プラン	1のAP ごとに開通日の翌月から起算して 24 か月
ハイエンドプラン	1のAP ごとに開通日の翌月から起算して 24 か月
ハイエンドE x プラン 2年タイプ	1のAP ごとに開通日の翌月から起算して 24 か月
ハイエンドE x プラン 5年タイプ	1のAP ごとに開通日の翌月から起算して 60 か月
ライトプラン 2年タイプ	1のAP ごとに開通日の翌月から起算して 24 か月
L AN給電オプション 2年タイプ	1の装置ごとに開通日の翌月から起算して 24 か月
L AN給電オプション 5年タイプ	1の装置ごとに開通日の翌月から起算して 60 か月